

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例

1 制定の趣旨

中小企業の振興と人材の育成等を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展、県民生活の向上に寄与することを目的に、中小企業の振興等に関する基本理念、県の責務、関係者の役割、施策の基本となる事項等を規定する条例を制定するもの。

2 条例の内容

中小企業の振興等を総合的に推進するため、以下の事項を定める。

- (1) 基本理念
- (2) 県の責務
- (3) 中小企業者及びその他の関係者の役割等
- (4) 施策の基本となる事項
 - ①技術の高度化、商品及びサービスの高付加価値化等による競争力の強化
 - ②成長発展が期待される新たな産業の創出等
 - ③販路の開拓に関する事業環境の整備
 - ④経営の安定及び経営基盤の強化
 - ⑤商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化
 - ⑥産業の発展を担う人材の育成
 - ⑦雇用の機会の確保と雇用環境の整備
- (5) 県民会議の設置
- (6) 財政上の措置等

3 実効性のある条例とするためのポイント

- (1) 地域社会が一体となった中小企業支援体制の構築
 - ・中小企業に関する団体、地域金融機関、大企業等の役割を明記する。
- (2) 本県産業の現状や特性、経済情勢等に応じた施策の総合的・計画的推進
 - ・施策の基本となる事項を定め、施策の方向性を明らかにする。
 - ・小規模企業者に対し、経営状況に応じた必要な配慮を行う。
- (3) 中小企業、関係団体、県民等の幅広い意見を施策に反映
 - ・新たに学識経験者や県民代表等を含めた県民会議を設置する。
- (4) 中小企業の振興と人材の育成等に対する気運の醸成
 - ・顕著な功績のあったもの又は優良な事例に対する顕彰制度を創設する。

4 施行期日

平成24年9月28日（公布の日）